

春日部市立体育施設条例の一部を改正する条例

春日部市立体育施設条例（平成17年条例第190号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後						改正前					
(使用時間)						(使用時間)					
第11条						第11条					
(5) 体育施設のうち夜間照明のあるもの 午前9時から <u>午後9時</u> まで						(5) 体育施設のうち夜間照明のあるもの 午前9時から <u>午後9時15分</u> まで					
別表（第14条、第28条関係）						別表（第14条、第28条関係）					
3 その他の体育施設基本使用料						3 その他の体育施設基本使用料					
① 施設使用料						① 施設使用料					
名称	種別	区分	使用時間	使用単位	金額(円)	名称	種別	区分	使用時間	使用単位	金額(円)
春日部市営大沼運動公園グラウンド	野球場	全面	(略)	(略)	(略)	春日部市営大沼運動公園グラウンド	野球場	全面	(略)	(略)	(略)
			<u>午後7時から午後9時</u> まで	2時間	1,100				<u>午後7時15分から午後9時15分</u> まで	2時間	1,100
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
			テニスコート(砂入り人工芝)	1面	午前9時から午後5時まで				2時間	900	テニスコート
テニスコート(クレー)	1面	午前9時から午後5時まで	2時間	330							
春日部市立市民体育館	競技場	全面	(略)	(略)	(略)	春日部市立市民体育館	競技場	全面	(略)	(略)	(略)
			<u>午後7時から午後9時</u> まで	2時間	4,400				<u>午後7時15分から午後9時15分</u> まで	2時間	4,400
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)

春日部 市南栄 町グラ ウンド		全面	(略)	(略)	(略)
			午後7 時から 午後9 時まで	2時 間	550
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
春日部 市立市 民武道 館	第1道 場	全面	(略)	(略)	(略)
			午後7 時から 午後9 時まで	2時 間	2,640
	第2道 場	全面	(略)	(略)	(略)
			午後7 時から 午後9 時まで	2時 間	2,640
弓道場	全面	(略)	(略)	(略)	
			午後7 時から 午後9 時まで	2時 間	1,320
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
春日部 市牛島 野球場		全面	(略)	(略)	(略)
			午後7 時から 午後9 時まで	2時 間	2,200
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
春日部 市庄和 テニス コート	テニス コート	1面	午前9 時から 午後9 時まで	2時 間	<u>900</u>

春日部 市南栄 町グラ ウンド		全面	(略)	(略)	(略)
			午後7 時15分 から午 後9時 15分ま で	2時 間	550
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
春日部 市立市 民武道 館	第1道 場	全面	(略)	(略)	(略)
			午後7 時15分 から午 後9時 15分ま で	2時 間	2,640
	第2道 場	全面	(略)	(略)	(略)
			午後7 時15分 から午 後9時 15分ま で	2時 間	2,640
弓道場	全面	(略)	(略)	(略)	
			午後7 時15分 から午 後9時 15分ま で	2時 間	1,320
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
春日部 市牛島 野球場		全面	(略)	(略)	(略)
			午後7 時15分 から午 後9時 15分ま で	2時 間	2,200
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
春日部 市庄和 テニス コート	テニス コート	1面	午前9 時から 午後9 時まで	2時 間	<u>1,100</u>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の別表の規定中金額に関する部分は、この条例の施行の日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。